

平成 26 年度第 3 回仙台市市民公益活動促進委員会（第 8 期第 3 回）

日時：平成 26 年 8 月 28 日（木）午後 6 時から
場所：市役所本庁舎 2 階 第 4 委員会室

次 第

1 開 会

2 議 事

（1）「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」の改正に関する
パブリックコメントの実施について

（2）せんだい市民カフェの実施について

3 その他

4 閉 会

【配布資料】

- 1 「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」の改正に関する意見募集について
- 2 第 8 回せんだい市民カフェ実施報告書
- 3 認定 N P O 法人等の決定について



「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」 の改正に関する意見募集について

市民活動団体や地域団体、事業者、大学など多くの主体との協働によるまちづくりを推進していくために「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」を「（仮称）仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例」へと改正します。

市民の皆様からのご意見、ご提案を募集します。

平成26年9月
仙台市市民局

「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」の改正に関する意見募集について

1 条例改正の背景 ～なぜ条例改正が必要なのか～

現行条例である「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」は、平成11年に市民による公益活動を積極的に推進することを目的として制定されました。その後、社会経済情勢の変化に伴い、地域課題が複雑化・多様化する中で、自発的な市民活動が地域の課題解決の受け皿となる例が多数見られるようになってきました。

また、東日本大震災に際しては、さまざまな活動分野の市民が、それぞれの持つ専門性や強みを発揮することで復興への原動力となり、改めてその力の大きさを認識することとなりました。

しかしながら、現行条例における取組は、市民活動団体を育成することを重点においたものであり、市民や行政との協働によるまちづくりが、現行条例の前文で謳っている「二十一世紀の仙台の都市づくりは、市民と事業者と行政が適切な役割分担のもとでパートナーシップを構築し、市民の主体的な参画のもとに、協働を基調として行わなければならない」との状況に至るには、まだ発展途上の段階にあります。

今後、本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎える中で、豊かで魅力ある地域社会を実現するためには、多様な主体が自らの持つ力を存分に発揮し、互いに連携することで、市民や行政単独ではなしえなかった持続可能なまちづくりに協働で取り組む必要があります。

そのため、現行の条例で定めている市民活動の促進とその支援施設としての市民活動サポートセンターの設置に加え、協働の理念や推進のための基本的な施策を定め、協働によるまちづくりを推進するために条例の改正が必要と考えています。

2 条例改正の基本的な考え方

- 条例の名称を「(仮称) 仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例」に改めます。
- 市民公益活動促進委員会(※)において審議中の「市民協働指針」の中間報告及び中間答申において盛り込むべきとされた協働の基本理念や施策等、協働推進の根拠となる基本項目を条例に定めます。
- 協働の基本理念を実現するため、①市民協働の推進及び市民活動の促進、②政策形成過程への参画の推進、③多彩な主体の活動の促進の3つを基本的な施策と定め、施策を実施するための体制整備を行います。
- 基本的な施策を総合的かつ計画的に実施するために、協働実施方針を定め、具体的な取組を推進していくこととします。

※市民公益活動促進委員会

NPOやボランティアをはじめとする市民活動の促進に関し必要な事項を調査審議するため、市長の諮問機関として平成11年度に設置。委員は学識経験者や市民活動実践者等11名。

3 条例改正に至るまでの主な経過

- 平成24年8月 市民公益活動促進委員会（以下「委員会」という。）に対し、「市民協働推進のための指針」について諮問
- 平成25年3月 委員会より中間報告（条例の見直しを併せて検討する必要がある旨報告）
- 平成25年11月～ 市民カフェ（ワークショップ）を7回開催し、協働に対する市民意見を集約
- 平成26年3月 委員会より「市民協働指針」の中間答申を受領

4 条例改正に関する意見募集

「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」を改正するにあたり、「（仮称）仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例 素案骨子」について、市民の皆様のご意見をお寄せください。

- 【募集期間】 平成26年9月1日（月）から平成26年9月30日（火）まで〈当日消印有効〉
- 【提出先】 ○郵 送 〒980-8671（住所記入不要）仙台市市民局市民協働推進課
○FAX 022-211-5986
○Eメール sim004100@city.sendai.jp
- 【提出方法】 ●郵送、FAXの場合は、7ページの「意見募集用紙」をご利用ください。
●Eメールの場合は、タイトルを「協働条例意見」として、ご意見のほか、氏名、住所をご記入願います。
※電話による意見受付はいたしませんので、ご了承ください。

問い合わせ先 仙台市市民局市民協働推進課 TEL 022-214-8002

【条例改正に関する説明会を開催します】

意見募集にあたり、説明会を開催します。新条例の概要のほか、これまでの市民協働及び市民活動の促進に関わる取り組みや政策の流れなどを説明します。

- (1) 日時 ①9月 8日（月）19：00～20：00
②9月19日（金） //
- (2) 会場 仙台市市民活動サポートセンター 研修室5（青葉区一番町4-3-1）
- (3) 定員 各回とも30名程度（各回とも同じ内容となります。申し込みは不要です）

(仮称) 仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例 素案骨子

【条例の構成】

■ 前文

■ 第1章 目的 / 定義 / 協働の基本理念 / 市民・市の役割

■ 第2章 基本的な施策 / 協働実施方針

■ 第3章 附属機関

■ 第4章 市民活動サポートセンター

◇ 条例の目的

条例の目的を、協働によるまちづくりを推進し、豊かで活力ある地域社会を実現することとします。

○この条例は、本市における協働の基本理念を定め、市民及び市の役割を明らかにします。
また、協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定め、豊かで活力ある地域社会を実現していくことを目的とします。

◇ 用語の定義

この条例において用いる用語を定義し、共通の理解を持って条例の解釈ができるようにします。

- 「市民」とは、市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者及び地域活動団体、市民活動団体、大学、企業その他の市内で活動するものをいいます。
- 「市民協働」とは、市民と市が、それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚し、相互に主体性を持ち、自主性を尊重し、目的を共有しながら協力し、又は補完することで地域の課題解決や魅力の向上に取り組むことをいいます。
- ※この条例では「市民協働」は、市民と市の協働関係をいい、「協働」は多様な主体（地域活動団体、市民活動団体、大学、企業、行政等）間の協働関係をいいます。
- 「市民活動」とは、市民が主体的に参加して自発的に行う営利を目的としない活動であって公共の利益の増進に資するものをいいます。ただし、次の事項を除きます。
- ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - ・政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - ・特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

◇協働の基本理念（本市が目指す協働）

市民と市が、豊かで活力ある地域社会を実現することを目的として、協働によるまちづくりを進めるため、次のとおり協働の基本理念を定めます。

- 市民と市は、それぞれがまちづくりの担い手となり、それぞれの持つ力をふさわしい場面で効果的に発揮すること
- 市民と市、及び市民と市民は、互いの力を引き出しながら、相乗効果を生み出し、単独ではなしえなかったまちづくりを行うために連携、協力を図ること
- 市民と市は、絶えず変化し生まれてくる課題に対応できるように、それぞれの力を育み広げるとともに、互いの力を一層引き出すために創意工夫を続けること

◇市民・市（行政）の役割

協働によるまちづくりを進めていくにあたり、市民と市がそれぞれ果たすべき役割を明らかにします。

- 「市民」は、自らがまちづくりの担い手であることを認識し、公共の課題の解決のために、協働の必要性を理解し、パートナーシップの構築に努めます。
- 「市」は、市民の多様な活動を育むことにより、市民同士のパートナーシップの構築を支援し、協働によるまちづくりが推進されるよう努めます。また、職員に対して、市民協働に対する理解の促進、及び取組を推進するよう努めます。

◇基本的な施策

協働の基本理念を実現するために、基本的な施策を次のとおり定めます。

市は基本的な施策を定め、実施に努めていくとともに、必要な体制を整備します。

○市民協働の推進及び市民活動の促進

地域課題の解決に向けて、行政が担ってきた施策や事業をより効果的・効率的に実施していくための仕組みをつくり、市民協働の推進と市民活動の促進を図ります。

- ・市民からの提案に基づく協働事業の拡充
- ・ビジネス的な手法を活用した地域課題の解決の促進
- ・協働の理解を広め、各主体間の協働を進めるための人材の育成

○政策形成過程への参画の推進

市政のさまざまな分野における課題の解決に市民の知恵と活力を生かすため、市政に関する情報発信と政策形成過程における市民の参画を推進します。

- ・市政に関する積極的な情報公開の推進
- ・政策の企画、立案等における市民意見の提出機会の確保
- ・政策又は事業の方針、内容、評価等についての市民意見の集約機会の確保
- ・附属機関等の委員選任における人材の多様化と公募の実施

○多彩な主体の活動の促進

多様化する地域課題や市民ニーズに対応し、市の持続可能な発展を支えるため、まちづくりの担い手を育成するとともに、市民や地域による主体的な活動を促進します。

- ・地域社会の一員である事業者による社会貢献活動の促進
- ・まちづくりの次の世代の担い手となる若者の育成
- ・町内会等の地縁団体、その他地域で活動する団体による地域を活性化する活動の促進
- ・上記に定める活動の主体を含めたさまざまな主体の交流の促進
- ・上記に定める活動等に関する情報の収集及び発信の促進

◇協働実施方針

基本的な施策を具体化し、実効性を高めるために、協働実施方針を定めます。

- 市は、基本的な施策を総合的かつ計画的に実施するために協働実施方針を定めます。
- 協働実施方針の策定には、市民の意見を反映することができるようにするとともに、附属機関の意見を聴きます。
- 協働実施方針を定めたときは、速やかに公表します。

◇附属機関

現行の附属機関(市民公益活動促進委員会)を発展的に引き継ぎ、条例に定める事項等を審議していくための附属機関を設置します。

- 協働の推進及び市民活動の促進に関し必要な事項を調査審議するため、市の附属機関を設置します。
- 附属機関は、市長の諮問に応じ、協働実施方針に関する事項や協働の推進及び市民活動の促進に関し必要な事項を調査審議します。
- 組織(委員12人以内)、委員の任期(2年、再任あり)、分科会の設置等を定めます。

◇市民活動サポートセンター

市民活動サポートセンターに新たな機能を加えながら、引き続き設置します。

- 市民活動を行う者の活動拠点並びに市民活動を行う者、市民及び市が連携し、及び交流することのできる場所を提供することにより、基本理念に基づく協働によるまちづくりを推進するため、市民活動サポートセンターを設置します。
- これまでの市民活動の促進・支援に関する事業(施設の提供、連携・交流の推進、情報収集・提供、相談等)に加え、協働の推進(機会の提供、情報収集・提供、事業の支援等)に関する事業を行います。
- 使用者の範囲、使用の許可、使用料、指定管理者の業務の範囲・管理の基準等を定めます。

「(仮称) 仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例」と現行条例との比較 (参考資料)

【現行】市民公益活動促進条例		【新】協働まちづくり推進条例		改正の視点(意義)
目的	市民公益活動の促進及び市民活動サポートセンターの設置 ⇒個性と魅力ある都市の創造	目的	協働によるまちづくりの推進 ⇒豊かで活力ある地域社会の実現	時代の変化に対応し、本市の目指すまちづくりを実現するために、「市民活動の促進」から「多様な主体の協働によるまちづくりの推進」を目的と位置付ける
定義	「市民公益活動」を定義	定義	「市民活動」に加え、「市民」「市民協働」を新たに定義	多様な主体による協働を目指し、「市民」に個人のほか、団体や企業、大学などを位置づける。また、新たに「市民協働」を定義する
基本理念	市民公益活動を行う者、事業者、市が市民公益活動の社会的意義を理解するとともに、それぞれの役割に配慮し、良好な協働関係を構築する ⇒市民公益活動の活力をより高める	基本的な理念	多様な主体がそれぞれの持つ力を発揮するとともに、互いの力を引き出し、相乗効果を高めながら、多様な課題解決に向けて創意工夫を続けていく ⇒持続可能なまちづくりの実現	条例の制定目的「協働によるまちづくり」に合わせて、協働の基本的な理念を定める
市民公益活動を行う者の責務	市民公益活動の社会的責任を自覚し、活動内容を広く知らせる	市民の役割	自らがまちづくりの担い手であることを認識し、公共の課題解決のために協働の必要性を理解し、パートナーシップの構築に努める	「市民」と「市」が、協働の基本理念を実現するために、それぞれが果たすべき役割を定める
事業者の協力	市民公益活動の意義を理解し、その促進に協力する			
市の責務	市民公益活動の促進に関する施策を策定し、実施する	市の役割	<ul style="list-style-type: none"> 市民の多様な活動を育み、パートナーシップの構築を支援する 職員に対して、市民協働の理解の促進、取組の推進に努める 	
基本施策	市民公益活動の促進に関する施策 (活動の場の整備、連携・交流の推進、情報収集・提供、人材育成、活動資金、保険制度、施策への市民参加の推進等)	基本的な施策	協働の基本理念を実現するための施策 <ul style="list-style-type: none"> 市民協働の推進及び市民活動の促進 政策形成過程への参画の推進 多彩な主体の活動の促進 ※上記施策の実施に必要な体制を整備する	協働の基本理念の実現のために、基本的な施策を具体的に定める
基本方針	市民公益活動促進を総合的かつ計画的に実施するための基本方針(基本指針・基本施策)を定める	協働実施方針	基本的な施策を総合的かつ計画的に実施するために協働の実施方針を定める	基本的な施策を具体化し、実効性を高めるために、協働実施方針を定める
市民公益活動促進委員会	基本方針、市民公益活動の促進に関し必要な事項を調査審議する	(附属機関)	協働実施方針、協働の推進及び市民活動の促進に関し必要な事項を調査審議する	現行の附属機関を発展的に引き継ぎ、多様な主体による協働の推進について審議する
市民活動サポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> 市民公益活動の拠点施設、多様な主体の交流の場として設置 市民公益活動の促進に関する事業の実施 ⇒市民公益活動の促進	市民活動サポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動の拠点施設、多様な主体の交流の場として設置 協働の推進及び市民活動の促進に関する事業の実施 ⇒協働によるまちづくりを推進	新たな機能(協働の推進に関する事業)を加え、協働によるまちづくりに資する施設とする

せんだい市民カフェ

第 8 回 「私たちの協働指針をつくろう！」

【今回のテーマ】 「市民協働が進む指針にするためには」

＜実施報告＞

1. 開催趣旨

- ・ 「市民協働」の今までの在り様や今後の望ましい形等について、市民とともに認識を共有する場を設けます。
- ・ 今後さまざまな分野において市民協働が根付き、推進されていくような協働の指針づくりのヒントを得る機会とします。
- ・ 協働に積極的な団体、企業などご招待した方等を主な対象とします。

2. 開催概要

(1) 日時 平成 26 年 7 月 31 日 (木) 19:00～21:00

(2) 場所 エル・パーク仙台 5F セミナーホール 2

3. 実施結果

(1) 参加者 総参加者数 28 名

- ・ 内訳 NPO14 名、会社員 5 名、その他 3 名、学生 1 名、検討委員等(内、コファィネーサー 1 名含む)5 名

(2) プログラム

- 開会
- 趣旨説明 「市民協働指針の策定にあたって」
- グループ内自己紹介
- グループワーク

4. 趣旨説明 「市民協働指針の策定にあたって」

指針策定ワーキンググループの遠藤氏よりこれまでの協働に関する政策の流れや市民カフェの報告について、渡辺氏より市民協働指針（骨子案）の策定にあたっての今後の方向性について説明がありました。

5. グループワーク 「市民協働が進む指針にするためには」

参加者＋指針策定ワーキンググループメンバー等で 6～7 名程度のグループを 4 つつくり、それぞれのテーマに基づき自分の意見や感想などを色別の付箋紙に記入し、模造紙に貼って意見を交わしながら、「市民協働が進む指針にするためには」について考えました。

※以下、グループワークで作成した模造紙から抜粋

ワーク①「新しい協働指針を生かしていくには、どんな工夫が必要でしょうか？」

○指針策定の手法

- ・ 作る過程に参加できると愛着がわく。こういう場でもいいし、文章で聞きとるのでいい。
- ・ 紙という形でできて何も変わらないのではないかな。プロセスで人を巻き込めば、今度はその人が伝える立場となる。市民カフェのように定期的に集まる機会をうまく生かすなど、まずはこう変わったらこうできるのではないかなというところから意見を出していくのはどうか。

- ・区や町内会というレベルで出てくる意見は違う。そのようなコミュニティで、課題を出してもらう場が必要である。
- ・市民に知ってもらってから運用しないとプロセスが飛んでしまう。キャラづくりとか何でもいいので、わかりやすいようにしたほうがいい。

○指針への反映

- ・市民が自ら見ようと思うものにする。
- ・困ったとき、協働がうまくいかないときに、いつでもそこに立ち返られる指針にする。
- ・指針を知ってもらいたい市民のターゲットを絞る。
- ・指針の入り口の段階で、自分の生活に関係するように見せる。
- ・難しい文章ではなく、目でみてわかるポスターのように視覚的な工夫をするとよい。
- ・指針に書いてある言葉を分かりやすくする。長く使っていくためには横文字ではなく日本語の方が良いのではないか。市民に使われる言葉を知って協働を作ることが重要。
- ・協働することでこう良くなるというメリットがわかる制度をつくる。
- ・「担い手づくり」に関して、協働の取り組みを実践していくことで人は育っていくので、実践を促すために、協働の取り組みを始めた人の情報を幅広く伝えることが必要である。
- ・「指針」というと、行政的な印象を受ける。
- ・委員会より出された指針の中間答申は印象に残らない。キャッチコピーでもあればよい。
- ・指針を身近にしていくために、区で展開するバージョンを作るなど、ブレイクダウンして考えていく。
- ・30~40代の企業で働く人が地域で活動したり、転勤で仙台に来た方が地域活動に関心を持ってもらえるような指針を作れば良い。
- ・NPOは動きが早いので、すぐ使うために即効性のあるものにする。
- ・窓口を決める。
- ・活動の例を記載する。…Q ゴミ拾いはどうやるの？ A ここに問い合わせる。どこでやっているのかも知ることができる。
- ・市民に義務を負わせる。
- ・プランは必要だが、それとは別に成功・失敗の事例を作る（課題がわかる）。
- ・手元に置きやすい概要版をつくる。
- ・企業は指針（経営方針）に基づいて仕事を行う⇒利益に結びつくものであることが必要

○指針策定後の見直し・取り組み

- ・ホームページに公開するだけでは伝わらない。内容を具体的で魅力あるものにしていく必要がある。
- ・教育の場で学生に協働を理解してもらおう。
- ・策定後にどうなったか（プロセス）が見えないと、役に立つのかどうかかわからない。
- ・10項目の指針をつくって、今までの積み重ねも含め、毎年内容が変わるフレッシュな部分をつくる。
- ・具体的で分かりやすい目標とセットにし、その目標を定期的に見直していく。

○指針の広め方

- ・課題を解決する場や組織を見える化し（その場所に行けば、意見をもらってフィードバックできる＝フューチャーセンター）、具体的に参加してみる。
- ・協働を習慣化させることが大切。4コマ漫画やニュース、市民協働川柳など。
- ・市政だよりに「今月の協働」という枠を設ける。例：「今月のやってみよう！」
- ・指針と合った協働事業の募集方法を行う。
- ・異分野の人と出会う場をつくる。
- ・指針を生かすための出会い系（マッチング）のチームをつくって予算をつける。

ワーク②「生きた協働指針にするため、指針ができる今年度中に、私たちが行うことは何でしょうか？」

○指針に組み込む要素

- ・一市民である自分たちが市を少し良くできると思えることが重要である。
- ・多くの人に関われば、課題が解決する可能性があるということが分かり、共感ができてくるのではないか。
- ・協働とは何なのかについて、分かりやすく楽しい指針にできればよいと思う。
- ・すでに取り組みされている事業に対して、指針を参考にすれば、このように変わるとイメージできるものにする。既存の事業を評価できる視点を盛り込む。
- ・指針は、協働の考え方を市役所職員やNPOに伝えるためだけではない。
- ・今年度中に作らないといけないのだったら、時間がないので、中間案を宣伝して回るしかない。または今年度中というのを外してじっくりやる。色々な意見を取り入れるのと今年度中に作ることを両立するのは難しい。
- ・三重県の「できることになるためのヒント集」が面白い。自分が動くことで何かかわることができると思えることが必要である。

○指針に書く内容

- ・メリットだけではきれいごと聞こえるので、困りごとを示す。
- ・困りごとをタイトルにする（ex.「活動資金困ってませんか？」）。
- ・成功事例を発信する。
- ・行政から「こんなことできるよ」「こんなことしましたよ～」を発信する。
- ・解決策を入れる（困ったときに見るもの。ガイドブック、参考書）。
- ・テーマ、課題、やりたいことを明確にして、人を集める。
- ・市民団体の事業やCSRなど事業は幅広いので、「共同」ではなく「協働」だということが広まるように、こういう場合が協働だという具体的な事例があるといい。
- ・協働をしている中で、困ったことを意識しながら忘れないうちに残しておく。

○指針の運営方法

- ・担い手をつくる（指針マスター：コーディネーター）。
- ・毎年旬のものを盛り込んで更新していく仕組み、体制、メンバーをつくる。
- ・民間と仙台市が協働でお金の生み方を考える（ファンドレイジング、クラウドファンディング）。

○場づくり

- ・普段振り向かない人にも振り向いてもらえる場をつくる。
- ・どんなことをやりたいか集まって話すことができる場をつくる。そのような場で共通項が見つかったら良い。

○若者

- ・若い人たちが楽しいと思えるような参加しやすい仕組みを作ることが重要。たとえば、大阪では若い人がコスプレでゴミ拾いをやっており、やることで周りが巻き込まれていく。
- ・大学で伝える。

○具体案

- ・リアルに市民カフェをつくる（日替わりでテーマを変える）。
⇒失敗Barにミスター（ミスった人）をおいて、お酒を飲みながら失敗事例を伝える。これらが出会いの場となり、そこでお見合いをしたマッチングカップルを見守り、結婚式を挙げる（協働する）までを見届ける。なれそめ（協働するまで）を話してもらう。
- ・出会いからアイデアだけで終わらせないで、やってみる（自由大学など）。
- ・指針を10項目あげる⇒課題を具体的に10項目あげ、テーマを決める⇒自分事として見てもらうようにする
- ・ゆるキャラや、フェイスブックでコメントをもらう、2チャンネルでスレッドを作る、キャッチフレーズを作る、祭りなどでコーナーを作り、協働でつくったものを販売する、PVを作ってYouTubeで流すなど。
- ・ピクニックなどで思いを合わせる場所を作る（ピクニック指針）、指針を知っている人がいろんなところで先導して回る（キャラバン指針）、地域に入っていく（スカウト指針）。
- ・市民が抱えている課題を出して、課題解決策をマッチングさせて、解決のための取り組みにトライしてもらう。課題出しや解決策の提案は、主婦、ニート、学生、高齢者など様々なコミュニティの人が出す。
- ・情報発信をいろんなところで一緒に行う。目標：市内200店舗から発信する。
- ・「そのアイデア買います」方式。委託ではない。年齢不問。アワードを設ける（初めての活動専門、高校生部門など）。企業にアイデアを買ってもらうのもよい。
- ・自分たちが100円出して良いアイデアに投資する。ファンディング。

6. まとめ（テーブルトークとアンケートから）

20～60代まで各世代から参加していただきました。属性はNPO職員が多く占めました。参加の理由として、「普通の市民が市民協働に関われるようになるには？という課題意識のため」「様々な分野の考えを聞き、協力し合える環境を考えたかった」等の思いを挙げていました。

グループワークについては、参加者それぞれの活動や体験に基づく多様な考えを共有する機会でもあり、グループごとにワークに沿って活発な意見交換が行われました。「今年度に指針を作るというスケジュールを考えると、企画の中身が合っていない気がした」「これまで自分が所属しているフィールド内では想像すらできない意見を聞くことができ、非常に刺激になった」との声が出ました。

次回以降のせんだい市民カフェの要望、ご提案では、「具体的実践事例を持って発表するプログラムがあればとてもよいと思います」「前回を活用してブラッシュアップ版になれば良い」等が寄せられました。

